

矯正施設退所者の社会福祉施設の受け入れ支援についての一考察 — S 県主任介護支援専門員の意識調査より —

**A Study on Use of Social Welfare Facilities among Individuals Discharged from a Correctional Facility
— Based on awareness surveys of managerial care and support staff in S Prefecture**

江口 賀子

Shigeko EGUCHI

研究ノート

矯正施設退所者の社会福祉施設の受け入れ支援についての一考察 — S 県主任介護支援専門員の意識調査より —

江口 賀子

(西九州大学健康福祉学部社会福祉学科)

(平成25年11月13日受理)

A Study on Use of Social Welfare Facilities among Individuals Discharged from a Correctional Facility — Based on awareness surveys of managerial care and support staff in S Prefecture

Shigeko EGUCHI

Department of Social Welfare Science, Faculty of Health and Social Welfare Science, Nishikyushu University

(Accepted: November13, 2013)

Abstract

This paper aims to consider what factors are related to the progressive use of social welfare facilities and organizations (particularly those in the field of elderly care) by individuals who have been discharged from correctional facilities. To this end, a preparatory-stage survey was conducted. The paper presents the results of interviews with the staff of Local Livelihood Support Centers in S Prefecture and facilities that take in individuals who have been discharged from correctional facilities, as well as the results of questionnaire surveys of managerial care and support staff in S Prefecture who are responsible for connecting elderly people who require help with the region and facilities. Many areas are insufficient for analysis, indicating that in training programs for personnel there is a need for education programs that address the management of individuals who have been discharged from correctional facilities.

Future research will require a large-scale survey of various types of social welfare facilities in the elderly care field, including Local Comprehensive Support Centers, a requirement of regional support.

キーワード：矯正施設退所者、社会福祉施設、主任介護支援専門員、アンケート調査、教育プログラム

Keywords : correctional facility graduates, social welfare facilities, managerial staff dedicated to care and support, questionnaire survey, education programs

Ⅰ．問題と目的

我が国における受刑者は2011年末時点で、69,876人¹⁾。その内訳は、新規受刑者が約26,000人（初犯入所受刑者が約10,900人・再犯による再入所受刑者が約15,100人）、入所中受刑者約43,000人に分けられる。また、出所者を見てみると総数28,558人。その内訳は、仮釈放者となった者が約15,000人（全体の51.2%）、満期出所者が約14,000人（約48.8%）である。

満期出所者のうち、約6,400人（23.2%）は帰住先がないといわれ、その中には高齢者や障害者が1,000人ほど含まれている。

また、2011年1年間に刑務所に入所した高齢者数は2,028人。入所者全体に占める高齢者率の割合は8%であり、統計が始めた1991年以降で最高の数である²⁾。

1992年から2011年までの検挙人員の推移についても65歳以上の高齢者については、他の年代の増加率をはるかに上回っている（図1）

ここで社会福祉に通じる課題として、古都（2013）³⁾は以下のことを挙げている。

- ①帰住先がない人の約57%が1年未満で再犯をしていること。
- ②受刑者のうち約14%が60歳以上であること。
- ③65歳以上の新規入所者の約42%が、6回以上入退所をくりかえしていること。
- ④新規入所者の約23%が知能指数70未満で知的障害が疑われる状況。

また、高齢者の犯罪においては、食べるものに困り窃盗を犯すケース等が挙げられる。

つまり、福祉的ニーズをもつ人が数多くみられ、社会福祉と司法との双方から幅広い支援が必要な構造がある

ということが理解できる。

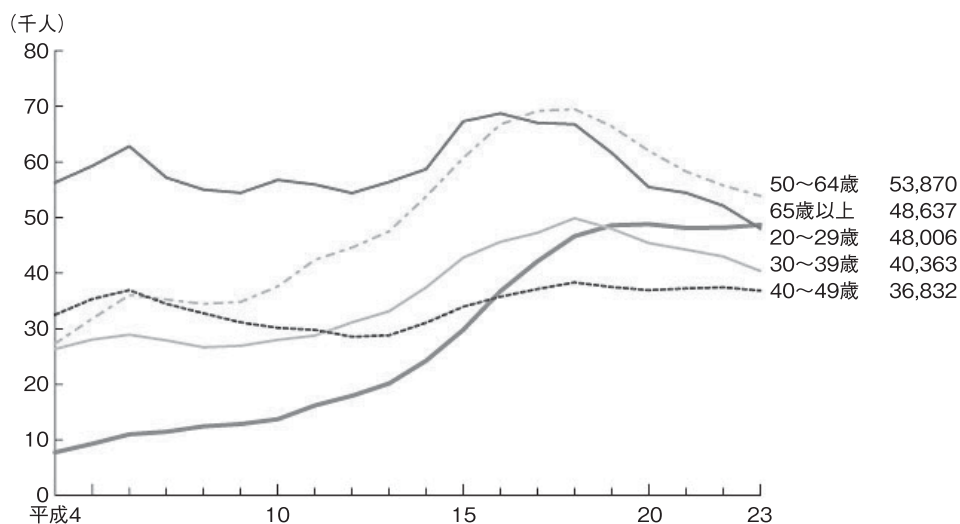
先駆的取組として、厚生労働科学研究（田島班）により、矯正施設退所時に社会の受け入れや社会福祉の支援の必要性が検証され、2008年からは、刑務所等による社会福祉士の相談支援体制の整備。2009年からは、司法と社会福祉の橋渡しをおこなう、地域生活定着支援センターの設置が行われ、特別調整等の受け入れが積極的に行われている。また、2013年からは、警察から裁判までの「入口」支援を専門に行う「司法福祉支援センター」を設置し、全国でのモデル的实施に向けた検討が行われ始めた⁴⁾。

つまり、司法は、社会福祉の領域を取り入れ、支援を積極的に進めている。また、障害分野においても田島班の研究により深化を遂げている。

しかしながら、社会福祉、特に高齢者分野では十分に浸透しているとは言い難い。その理由として、日本社会福祉士会が実施した調査⁵⁾において、地域生活定着支援センター職員が感じる、「地域連携」の4点の課題「受け入れ先としての課題」において、「矯正施設退所者は福祉の対象ではないといった意識」「先入観等により、受け入れを躊躇してしまう等の理由から調整できる機関が少ない等」を挙げられている。また、高齢者分野での更生保護分野の受け入れについては、措置時代からおこなわれているといわれるが、「高齢者分野従事者への受け入れ態勢の構築や専門性を養う必要がある」（磯2013）⁶⁾等の指摘もある。

今後、司法と連携の進む矯正施設退所者の社会復帰における社会福祉施設・機関（特に高齢者分野）の受け入れ促進についての要因が何かを考察するためには、量的な調査や聞き取り調査についての研究が必要である。

本文は、その予備段階として、支援者を施設・地域と



（図1）一般刑法犯 検挙人員の推移（年齢層別） 平成4年～23年

注 1 警察庁の統計による。

2 犯罪時の年齢による。

平成24年度版 犯罪白書 第4編／第4章／第1節 4-4-1-1図より

つなぐ役割を持つS県の主任介護支援専門員へ行ったアンケート調査の結果より、その現状や課題を検討することを目的とする。解析等について不十分な点が多々あるが、今後の社会福祉側（高齢者分野）への意識向上・啓発において何らかの意義があると考ええる。

II. 方 法

1. 予備調査

S県における、地域生活定着支援センター側から考える課題について理解するために、S県地域生活定着支援センター職員に半構造的なインタビューを実施。

結果をテキストデータ化して①福祉施設側の受け入れについての課題②特別調整利用者の傾向・課題について（福祉サービスの利用経験より）を時系列に沿ってキーワードとして抽出した。

また、矯正施設退所者（高齢者）の受け入れを行っている、養護老人ホーム2施設への半構造的なインタビューをととして、社会福祉施設職員が受け入れが成功している要因と感じている点について時系列に沿ってキーワードとして抽出し、S県での課題を整理し以下の表にまとめた。

1）S県地域生活定着支援センターでの調査結果の概略は下表（表1・2）の通りである。

調査月：平成24年4月1日～30日 2回

調査対象者：S県地域生活定着支援センター、職員3名
社会福祉士2名 社会福祉主事1名

福祉施設側の受け入れについての課題：受け入れをお願いする時点において、施設側から「大変な人」「怖い人」ではないと言われる点。社会福祉施設の支援において、聞きなれない刑務所・出所者という言葉から連想されるイメージが職員にマイナスの点を持たれていることや、他の利用者と関係性が取れるのかどうかの戸惑い等が聴かれる。（表1）

（表1）福祉施設側の受け入れについての課題

調整に おける 課題	①刑務所出所の経験者に対する戸惑い。先入観
	②施設の体制、規則・団体生活への対応。
	③受け入れ施設の利用者への専門的支援スキルの有無

筆者作成

特別調整利用者の傾向について：特別調整を行う方の中には、受刑する以前、地域において福祉サービスとの関係性が充分に取れていない事が、福祉利用経験の有無にかかわらずみられる。（表2）

2）S県内養護老人ホーム2施設の社会福祉施設職員が、受け入れが成功している要因と感じている点につい

（表2）特別調整利用者の傾向について

特別調整 利用者の 課題	①福祉サービスの利用経験なし。 地域生活において、問題があっても特別視されてこなかった人
	②福祉サービスの利用経験あり。 途中で福祉サービスから漏れた人・背を向けた人

筆者作成

ては下表（表3）のとおりである。

調査月；平成24年7月23日・7月27日

調査対象者：養護老人ホーム受入れ担当職員 2施設
4名

受け入れが成功している要因と感じている点について：
矯正施設退所者の方の受け入れを行い、2施設とも1年が経過しており、現在は落ち着かれて生活をさせている状況であった。この点において、最初の半年は生活が安定されるまで大変な状況で施設職員のみでは対応できなかったといわれた。地域生活定着支援センターの職員が常に連絡を取り、どのような状況でも対応してもらえたことが継続した支援につながり、また矯正施設退所者も安定した生活を受け入れられるようになったと言われた。（表3）

（表3）S県養護老人ホーム福祉施設の意識調査の概略について
～受け入れが成功している要因と感じている点について～

Aセンター との 連携の方法	①矯正施設退所者との連携・随時の対応 Aセンター職員との信頼関係性の構築
	②職員との連携・随時の相談。矯正施設退所者の支援方法について 無断外出・威嚇・以前とは異なる幅広い知識が必要となってくる

筆者作成

2. 本調査

1）目的

矯正施設退所者（高齢者）の社会復帰における社会福祉施設の受け入れ促進についての要因が何かを考察するための、予備調査として、高齢者支援の受け入れ調整窓口でもある、主任介護支援専門員へアンケート調査を行い、その現状や課題を検討することを目的とする。

2）方法

(1) 対象者

S県主任介護支援専門員研修会参加者49名
回収率：96%回収率（48名）

(2) 調査日時

平成24年10月9日(火)

(3) 方法
配布当日回収

III. 倫理的配慮

S県地域生活定着支援センター職員へのインタビューについては書面による依頼と許可を得て実施し、内容の説明を行い、同意を得た。

S県内養護老人ホーム2施設については書面による依頼と、口頭での説明及び依頼を行なった。結果は個人情報特定されないようデータを加工した。また本論文においては、日本社会福祉学会研究倫理指針にもとづいて資料等の作成を行った。

IV. 研究結果

介護支援専門員のアンケート調査の概略は下記のとおりである。

①性別 別：男性16名、女性32名、合計 48名

②回答者の年齢：30代19名、40代13名、50代12名、60代4名

③回答者の基礎資格について：介護福祉士29名、ヘルパー11名、社会福祉士7名、准看護師5名、看護師3名 等

④回答者の福祉職の勤務年数について：11～15年26名（男性13名女性13名）、16～20年8名（男性3名女性5名）、1～5年5名（女性5名）、6～10・21～25・26～30・30年以上各2名（女性）

不明1名

⑤各種機関からの受入れに対しての相談件数：

平成20年以前 福祉事務所から2名

平成21年以降 地域生活定着支援センター・精神科から各1名（表4）

（表4）平成21年度以降の矯正施設退所者受入れ状況

No	性別	年齢	受け入れルート	センター認知度
1	男性	70代	地域定着支援センターからの生活相談の相談から継続支援	地域生活定着支援センターをよく知っている
2	女性	60代	精神科からのサービス利用の相談で継続支援なし。	地域生活定着支援センターをあまりよく知らない

⑥地域生活定着支援センターの認知度について：

地域生活定着支援センターについて

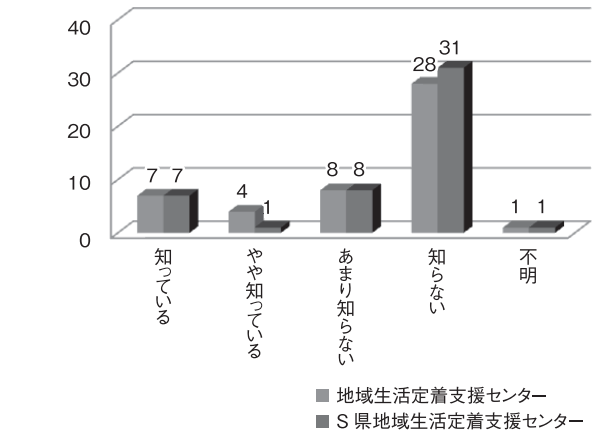
知らない28名、あまり知らない8名、知っている7名

やや知っている4名

S県地域生活定着支援センターについて

知らない31名、あまり知らない8名、知っている7名

やや知っている1名



（図2）地域生活定着支援センターの理解度

⑦矯正施設退所者受け入れ依頼があった場合の対応について：

わからない28名、受け入れる19名、

（表5）受入れの依頼があった場合の対応（人）

受け入れる	検討するが断る	検討せず断る	わからない
19	0	0	28

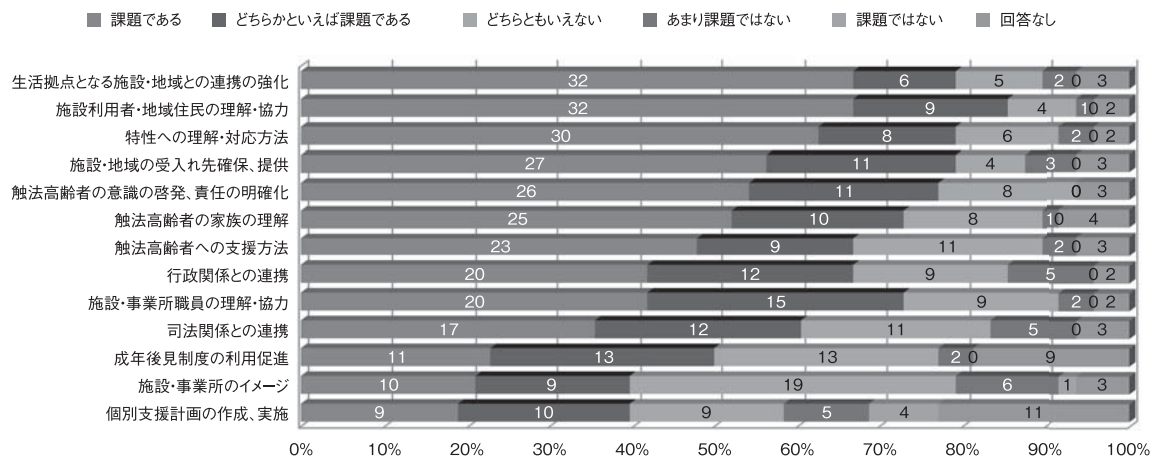
対応の理由についての自由記述より

わからないと答えた人の自由記述より
・上司や組織と検討する。（9名）
・ケースバイケースだと思う。行政のバックアップがあれば心強い。
・その方をどれだけ一緒に支援していただく体制があるのか、その方の人柄によって答えは変わると思う。
・実際に経験したことがないし、想像ですが、その犯した罪の内容にもよる。
・初めて耳にする内容だったのでよくわからないと答えたが、依頼があれば検討することは他の利用者さんと同様に行うと思う。
・今まで相談があったことはなく、検討し受け入れる方向へ行くかもしれない。
・相談を受けたこともないので考えたこともないから。
・犯罪の内容による。・基本的に怖い。・自信がない・知識がないから。
・自分の手に負えないと思う。

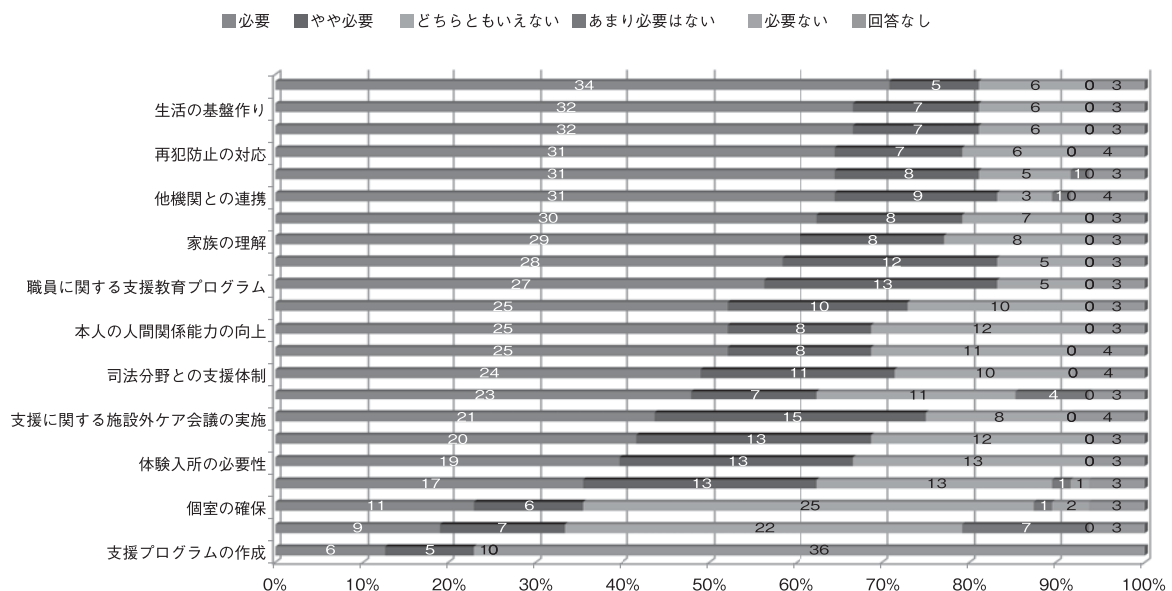
受け入れると答えた人の自由記述より
・上司や他の職員等に相談しながら。
・検討し、結果受け入れ可能であれば受け入れる。
・事業所として担当できる人数が可能であるならば十分検討したうえで支援する。断る理由は特にない。
・他の利用者と変わりがないから。（3名）
ただ、1対1は少し不安なので行政等の立会（同席）が欲しい。
・社会が受け入れ困難の所が多い現状であり、再犯を繰り返さないためにも、社会が受け入れないとこの現状は変わらないと思うため。
・社協という立場上受け入れなければならないと思う。
・触法であることと人権は別である。

「わからない」と答えた人についても、自由記述において、上司や組織と検討すると答えた人が9名。受け入れると答えた人についても、2名の方が、相談検討すると答えている。（表5）

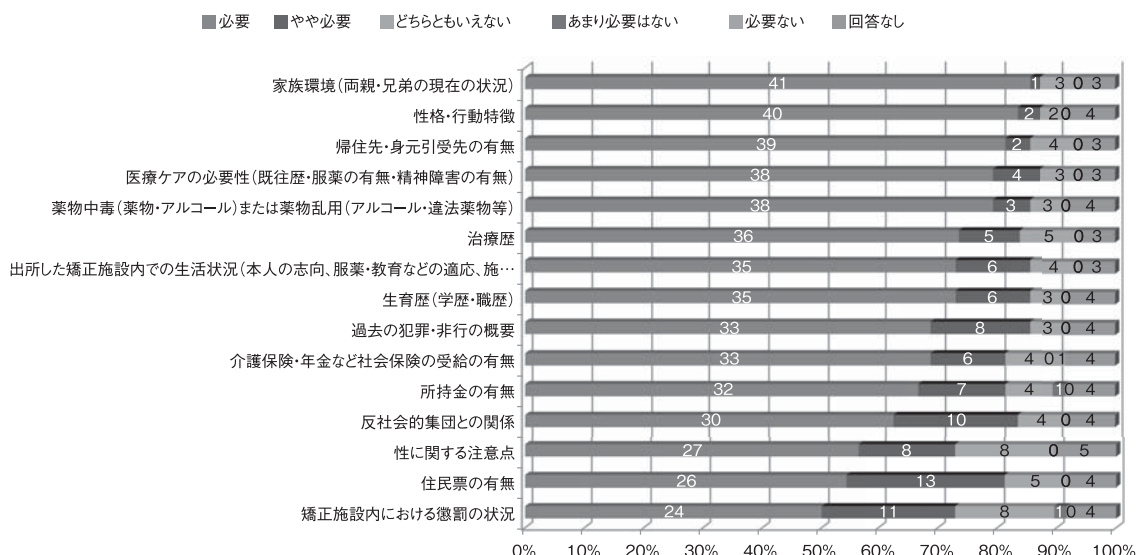
⑧矯正施設退所者を受け入れの際の課題について(図3)
連携や矯正施設退所者の特性・対応方法などが、必要とあげられている。アセスメントや個別支援の在り方を考える計画の作成実施の重要性はあまり挙げられ



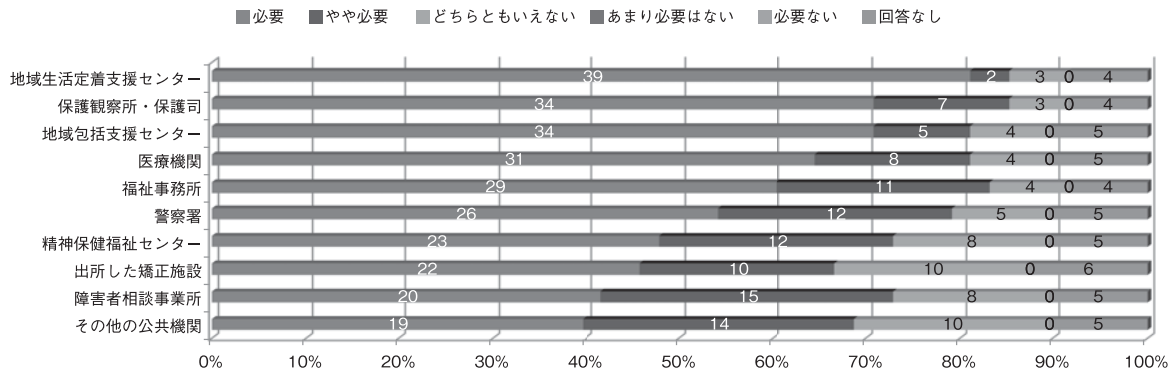
(図3) 矯正施設退所者の受け入れの際の課題



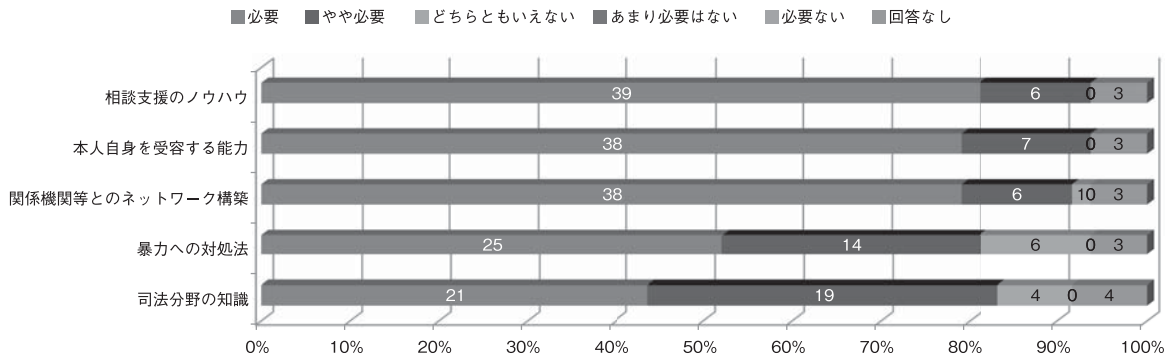
(図4) 受け入れに必要と考える施設運営・職員体制について



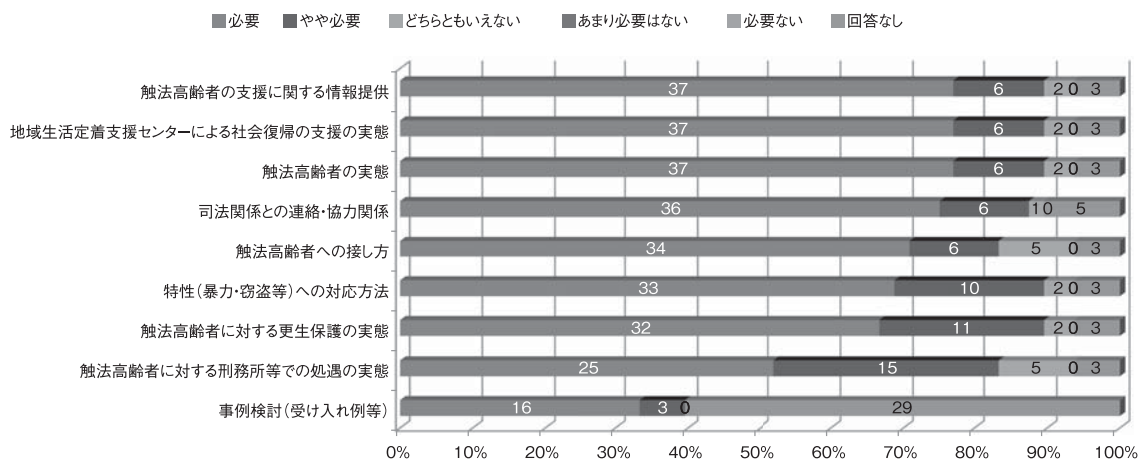
(図5) 受け入れに必要なアセスメント項目について



(図6) 受け入れに必要な連携機関について



(図7) 受け入れに必要な能力・知識について



(図8) 受け入れに必要な研修について

ていない。

- ⑨受け入れに必要と考える施設運営・職員体制について (図4)

体験入所の必要性や支援プログラムの作成についてより、生活の基盤作りが必要と考えられている。

- ⑩受け入れに必要なアセスメント項目について (図5)
過去の犯罪・非行の概要や矯正施設内における懲罰の状況より、性格・行動特徴を必要とみていることが挙げられる。

- ⑪受け入れに必要な連携機関について (図6)

今回のアンケートにより、地域生活定着支援センターについて理解をされたためか、项目的に1番に挙げられていると考えられる。

- ⑫受け入れに必要な能力・知識について (図7)

相談支援のノウハウや受容能力といった点がより必要と考えられている。

- ⑬受け入れに必要な研修について (図8)

現状についての情報や、実態がまだ十分周知されていないためか、必要項目に挙げられている。

V. 考 察

1) 社会福祉施設受け入れの現状と課題について

S県地域生活定着支援センターのインタビュー調査の結果(表1)から、日本社会福祉士会の調査同様、刑務所出所者・罪名に対しての戸惑いや先入観により、受け入れを躊躇する社会福祉施設が数多いことが伺える。し

かし、平成23年に筆者が同センターへ行ったインタビュー⁷⁾と昨年の調査と異なる点は、受け入れ施設や興味を持ってもらえる福祉施設が出始めている点である。

この要因として①調整対象者が数多くなり、矯正施設退所者について受け入れについての問い合わせを多数重ねることで、社会福祉施設側の抵抗がなくなる場合や興味を示す場合が増えてきているという事。②矯正施設退所者の個人情報についての提供を段階的に行うなどの工夫することにより、施設職員の矯正施設退所者本人への理解が罪名よりも先に進み、不安が軽減していく事。③受け入れ側として施設長の理解や方針によって大きく異なる場合がある事。等が考えられる。

このことは、S県養護老人ホーム福祉施設の意識調査中、職員からの発言「一度対象者を福祉施設へ受け入れ、対象者自身を理解することができると、他の利用者となんら変わりがない。」等からも見ることができ、社会福祉施設職員側の対象者受け入れに対する姿勢の変化がみられる。

また、成功している要因（表3）として、対象者が福祉施設へ受け入れられた後も地域生活定着支援センターが施設からの相談に随時・長期的に対応してフォローしている事。等も大きな要因として挙げられる。

社会福祉施設職員の専門的支援のスキル及び教育についての課題として、①罪名や犯罪回数に視点が行く説明ではなく、福祉の対象者としてその人自身について説明していくこと。②本人の居場所づくりを行うこと。③現在の実践を行う矯正施設退所者に対する知識、司法福祉に関する知識、本人のエンパワメントを引き出す対応方法等が挙げられる。

2) S県主任支援専門員の受け入れの現状と課題について

地域生活定着支援センターについては認知が少ないことが明らかにされた。この点に関しては、平成21年度からの事業であるため当然の結果であると考えられるが、今後受け入れ促進のためにも情報提供や普及活動を積極的に行う必要があると考える。

今後の受け入れについては、調査結果の「受け入れに必要な能力」（図7）として、相談支援のノウハウ・受容する能力・関係機関とのネットワーク構築等や、「必要な研修」（図8）として、矯正施設退所者の支援に関する情報提供・地域生活定着支援センターによる社会復帰の支援の実態等を理解することにより、上記の社会福祉施設職員同様変化することができると考えられる。

矯正施設退所者への支援の在り方としては、特に重要だと思われる4つの点(1)主体性の尊重とエンパワメント(2)本人理解のためのアセスメント(3)犯罪行為に至った要因の分析(4)「統合モデル」による支援。が挙げられてい

る(水藤2013)⁸⁾。これらの教育についても重要である。

くわえて、今回の結果を受け、受け入れの促進については、以下の視点が必要であると考ええる。

① 教育のあり方

社会福祉・介護福祉の施設職員研修の中で、矯正施設退所者への対応や、調査結果から出た内容について取り組んでいく必要があると考える。また、介護支援専門員の教育プログラムの中への取り組みが必要である。

② 社会福祉の考え方

社会福祉の高齢者分野では、現在、介護保険制度が中心となっているが、本来矯正施設退所者にかかわらず、地域における支援者は、社会福祉がおこなうべきとされる支援である。このことは常に言われているが施設・施設職員（高齢者分野）での浸透がまだ不十分であり、普及の為の方法が必要である。

高齢者分野従事者への受け入れ体制や専門性について、またそれを身につける方法について示唆を得る研究がさらに必要である。また、今後地域包括の要になるであろう、地域包括支援センターの職員のスキルについても、研究が必要である。

なお、現在社会福祉施設等では、人手不足のため職員のスキルが低下していることが言われている。

今後、受け入れを推進していくための社会福祉職員の専門性、さらに独自性を検討し、社会福祉施設従事者における、専門教育の必要性との関連を明確にすることが必要である。

今回、普遍性の追求や十分な効果測定が行えなかった。そのことを踏まえ、課題項目を抽出し、今後より広範囲で、アンケート調査・ヒアリング調査を実施、検証していく必要があると考える

本研究においてご指導ご協力をいただきました。S県地域生活定着支援センターの職員の皆様、養護老人ホームの皆様、アンケートにご協力いただきました主任介護支援専門員の皆様にお礼申し上げます。

引用文献

- 1) 2011年「矯正統計年報」法務省
- 2) 平成23年版犯罪白書
- 3) 古都 賢一 月刊福祉 2013年6月号「鼎談 矯正施設退所者の実態と地域生活定着支援」 14頁
- 4) 「罪に問われた高齢・障がい者等への切れ目ない支援のための諸制度の構築事業」南高愛隣会
<http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/shakaifukushi/>

gaiyou_h25.html （平成25年11月13日閲覧）

- 5) 地域生活定着支援センターの機能充実にに向けた調査研究事業報告 2011年3月 「意見交換会における協議～地域生活定着支援事業における地域連携の現状と課題～」 3 - 5 頁
- 6) 磯 彰格 月刊福祉 2013年6月号「鼎談 矯正施設退所者の実態と地域生活定着支援」 14頁より
- 7) 江口賀子 「地域生活定着支援事業における司法と福祉の連携について一考察」 九州社会福祉研究第37号 30頁 (2012)
- 8) 水藤昌彦 「矯正施設から退所した福祉的ニーズのある犯罪行為者への対応：社会福祉施設に期待される役割（特集矯正施設退所者への支援）」月刊福祉 96(7), 40-43, 2013-06

参考資料・文献

(社)日本社会福祉士会 (2011. 3) 「地域生活定着支援センターの機能充実にに向けた調査研究事業報告書」
平成22年度厚生労働省科学研究「法務と福祉の接点である更生保護に関する研究（浜井研究グループ）」
「司法福祉」 加藤幸雄・前田忠弘 監修 藤原正範・古川隆司編 2013

※本報告は日本学術振興会平成22～24年度科学研究費基盤研究(B)の交付を受けた研究（課題番号22330175）の成果の一部である。

※本稿は、日本社会福祉学会 第60回秋季大会（2012）と日本司法福祉学会（2012）での発表原稿の一部を加筆修正したものである。